

大阪市告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー我孫子店

大阪市住吉区荻田五丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,870㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和8年7月21日

(5) 廃止する理由

建物解体の為

2 届出年月日

令和8年7月14日

3 届出者の氏名及び所在地

株式会社ダイエー 代表取締役 西峠 泰男

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

（経済戦略局産業振興部産業振興課）